

罪を認めても納得できない判決がある

再審請求中の死刑執行

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

金田勝年法務大臣が7月13日、二名の死刑を執行しました。

広島拘置所で執行された一人は、裁判員裁判で死刑判決を受け、控訴を自ら取り下げてしまい死刑が確定したのですが、被害者が1名であり、高裁で無期懲役に減刑されることが大いに予想されるケースでした。

一方、大阪拘置所で執行されたのは、再審請求を何度も繰り返している人でした。死刑判決を受けることになった複数の事件の一部について、判決が間違っていると訴え続けていたのです。再審請求中の人に執行を強行したことについて、今回、法務省＝法務大臣は、同じ理由で再審請求が繰り返されていれば、再審請求中であっても死刑を執行するといっています。

しかし、再審請求の理由を吟味し、再審に値するかどうかを決めるのは本来、裁判所です。裁判所の判断も出ないうちに、この再審はダメだとどうして決めつけられるのでしょうか。それは法務省＝法務大臣の越権行為です。

☆☆☆

今回の死刑執行はちょうど性犯罪を厳罰化する改正刑法が施行された日に行なわれました。執行された二人の事件の被害者たちはいずれも女性でしたから、まるで、この厳罰化キャンペーンの一環のようなタイミングでした。

☆☆☆

今回の執行に伴い、再審請求をしている死刑確定者が多いことが報じられています。その中には、複数の事件の一部について無実であるとか、犯行の動機について確定判決の理解は間違っているといった理由で再審請求している人たちも少なくありません。

「私は死刑になっても仕方がない罪を犯しました、でも、判決文のこの内容は真実ではありません」……そんな訴えをする人はとても多いのです。それは単なる「延命」のための虚言でしょうか。そうとばかりは言えません。再審請求をしない人からも同じ思いが伝わってくるのですから。

☆☆☆

死刑になるような事件の背景は本来複雑なものです。でも、検察はいったん死刑を求刑するとなれば、徹底的に被告人を極悪非道な人物として描き出します。犯人には死刑以外に罪を償う道はない、と証明するために。そして、裁判官が死刑判決を下すときにも、それがそのまま採用されます。

死刑制度があればこそ、死刑になる人間は無理にでも極悪人にしなければならない、という司法の矛盾と限界が「再審」という形で問われているのではないのでしょうか。